

平成30年度 第1回清瀬市地域自立支援協議会

会議録

日時：平成30年6月1日（水） 14時00分～17時00分

会場：中清戸地域市民センター 第1会議室

出席者：

（委員）◎富永 健太郎、○深堀 清美、岩澤 寿美子、岡村 康男、
貝沼 寿夫、川副 敬二、菊間 英子、小林 克美、櫻井 大悟、
田上 明、外山 裕介、橋本 雅美、山崎 昭浩、
渡邊 誉浩（◎：会長 ○：副会長）

（欠席）奥山 裕司

（事務局）新井 勘資（障害福祉課長）、障害福祉課1名

開会

会長より開会のあいさつ及び委員自己紹介

議題

1 委員改選について

人事異動等により、平成30年4月1日付で2名の委員を改選。

- ・田中委員から岩澤委員へ（清瀬市子どもの発達支援・交流センター）
- ・市川委員から外山委員へ（東京都立清瀬特別支援学校）

2 第4期障害福祉計画 事業評価（平成29年度）について

事務局より説明

会 長 資料27ページの成年後見制度利用支援事業について、3か年で合計9人の利用を見込んでいたが、実績は合計2人だった。見込みと実績に乖離がある中で進捗状況のB評価は適切なのか。

事務局 必要のある方にはサービスを提供したという観点からB評価とした。しかし、実績が見込みの50%以下であり、Bはふさわしくないため、C評価に訂正したい。
(ホームページには訂正後の資料を掲載)

委員 資料17ページの講演会事業について、「58名の来場者を得た。」と記述されているが、単なる来場者数では評価の根拠とならない。

事務局 評価の根拠として来場者アンケートの集計結果を活用した。講演内容に満足する意見が多かったので高い評価とした。ただし、「PRが不十分だ」という指摘が複数あったことを真摯に受け止めた。企画段階に時間を取られてしまった結果であるが、PRに注力していれば来場者数を増やせたと考えている。来場者58名に満足しているわけではない。

会長 良い企画だったと評価しているが、講演会を1回開催しただけでは障害者理解を浸透させることはできない。この講演会をひとつのきっかけとして、今後も取り組みに弾みをつけたい。

委員 資料21ページの避難行動要支援者登録とはどのような制度で、どのくらい浸透しているのか。

事務局 重度障害者や高齢者などの個人情報を入力し、警察・消防・自治会などと情報共有することで、地域内の共助の力を高めることを目的としている。「登録をすれば災害時に優先的に救助してもらえる」と誤解する方が多いので、正しい理解を得られるように努めている。登録者数は約3,500人おり、うち障害者は約400人程度。

委員 対象者は重度障害者であるが、障害者手帳の等級のみで要支援度を判断すべきではない。軽度障害者でも本制度を必要とする方は多い。より多くの方に利用を促してはどうか。

事務局 より多くの方に制度を知ってもらうため、市内の自治会を通じた周知を行った。

委員 登録した後の転出・死亡・障害悪化など、状況変化も起きているはずだ。適時に更新していく取り組みが必要だ。

委員 資料 27 ページの「理解促進研修・啓発事業」について、達成度 3 としているのはなぜか。

事務局 多角的な取り組みをしているが、主な取り組みは市職員の研修など行政内の努力に留まっている。一般市民に広く波及できていない課題があり、低評価とした。

会長 その課題に対する解決策を、本協議会において積極的に提言していきたい。

委員 資料 28 ページの「基幹相談支援センター」について、設置を見送っていながら達成度 5 としたのはなぜか。

事務局 設置は見送ったが、相談支援部会の検討や先進市の視察を経て、市が今後取り組むべき課題が見えてきた。センター設置には至らなかったが、検討結果は今後の施策決定の方針として活かしようの内容であったため、この取り組み全体を高く評価した。今後は市の相談支援体制を強化するため、相談支援専門員のスキルアップなどに注力する。

会長 検討の目的は地域の相談支援をどう発展させるかであり、ハコモノの建設ではない。検討結果が今後活用されるならば高評価とすることは差し支えないが、相談支援体制の強化については継続的な審議が必要だ。

委員 新計画に重点施策として「相談支援体制の充実」が明記されたことは、部会での検討結果を尊重したものとして評価したい。

会長 基幹相談支援センターの設置を見送った理由の一つに、事業費を予算化できなかったという財政上の制約もあるはずだ。市の財政状況を鑑みればやむを得ない側面もあるが、今後も本協議会の提案する事業を予算化することは難しいのか。

事務局 多額の予算が必要な事業は、市全体の財政フレームの中で検討すべきものであり、市の最上位計画である長期総合計画に盛り込まないと事業化は難しい。障害福祉計画では、所管課の努力と工夫で施策を進められるような内容に絞るほうが現実的だと感じている。

この反省を生かし、次期計画では多額の予算が必要な新事業よりも、今ある資源を有効活用する取り組みを重視した。

委員 今回の検討は相談支援部会の中で行ったが、部会内でも意見の集約が難しかった。市の財政フレームに関する大きな事業については、部会内での検討には限界もあった。今後このような検討を行う場合、より多角的な意見を出し合うため、専門の委員会を設けることが望ましいと感じた。

委員 基幹相談支援センターの設置は見送られたが、地域包括ケアシステムは実現できるのか。

事務局 ケアシステムの実現に向けて、地域包括ケア推進課という新しい課を設置して全庁的な検討をしている。今後基幹相談支援センターの設置について再検討をするならば、同程度の全庁的な検討が必要である。

3 第5期障害福祉計画 事業評価（様式案）について

事務局より説明。
(次期計画の評価調書について、様式案を提案。)

会長 年度末に行う事業評価に基づいて、翌年度の事業計画を修正することはできるのか。

事務局 本協議会の開催時期が例年2月なので、翌年度の予算は既に決定しており、事業費の変更はできない。ただし、事業内容の細部を見直すことはできるので、提言いただきたい。開催時期を変更することで翌年度の予算要求に結びつけることはできるが、市全体の財政フレームに影響を与えるような提案は難しい。

会長 本計画の策定段階で、本協議会が積極的に関わることはできなかった。策定の手法について再考したい。

事務局 今回は独立した計画策定委員会を設置したが、3年後の次期計画策定時には、本協議会を策定の主体とする手法も考えられる。

会長 計画の策定者と評価者を分けることの意味もあるので、策定主体については今後検討を要する。他自治体の手法についても情報収集したい。

→ 本様式について承認を得た。

2 専門部会の活動について

・子ども部会

委員 今年度は5月に第1回部会を開催した。部会長の変更があり、障害児相談支援を行う相談支援専門員が部会長になった。

放課後等デイサービスだけでなく、より大きな視点で子どもの支援についての検討を強化したい。また、障害児支援に伴う課題（いじめや性の問題など）に取り組むため、11～12月をめぐりに部会内での研修会開催が提案された。

また、平成30年度の制度改正により、放課後等デイサービスの報酬体系が大きく変わる中で、安定的な運営が難しくなる事業所が出てくることが懸念されている。

事務局 放課後等デイサービスの報酬改定により、事業所に支払われる報酬体系が変更された。報酬が減額される事業所は、人員配置の見直しなどが必要になるため、支援体制への悪影響が懸念されている。

また、事業所ごとの報酬を決定するため、放デイを利用している児童の障害特性を把握することが必要となり、障害福祉課による面談を行うことになった。対象者は約140人である。

報酬や運用方法の詳細が年度末に公表されたため、市も対応に苦慮している。

・相談支援部会

委員 平成29年度後半から清瀬特別支援学校の進路担当教諭も参加し、学校卒業後の地域へのスムーズな移行について協議した。

相談支援専門員のスキルアップを図るため、平成30年度も引

き続き困難ケースの事例検証を行うとともに、自主的な勉強会の開催についても実現に向けて検討していく。

・就労支援部会

委員 平成 29 年度は部会員の変更があり、新たな検討を行うこととなった。部会の設立当初から、障害者雇用に関するアンケート調査を検討してきたが、有効な回答を得るためには、雇用全般に関する意識調査にしたほうが良いと考えて方針変更した。

個人事業主を含む市内の全事業者にアンケートを送付することは難しいので、どのような事業者を対象とするか、今後絞り込んでいく。

アンケート実施と並行して、引き続き商工会との関係強化を模索していく。

委員 当初検討していたアンケート調査の内容はどのようなものであったのか。

委員 障害者雇用についての意識調査や、どのような形で障害者に仕事を提供できるかという観点であった。しかしながら、清瀬市内には障害者雇用が義務付けられている大企業が少なく、多くの中小企業からは有効な回答を得ることが難しいと判断した。

会長 アンケートを実施した後、その結果についてどのような観点で分析するのか。

委員 大きな視点としては、商工会の会員と非会員の間に考え方の差があるか分析したい。差があった場合、今後アプローチしていく対象を絞るための有益な情報になる。

・権利擁護部会

委員 平成 29 年 12 月に障害者差別解消に関する講演会を開催した。前半は社会事業大学 佐藤特任教授による講義、後半は障害当事者 4 名によるパネルディスカッションを行った。講演会は企画か

ら実現に2年かかった。平成30年度の取り組みについては今後検討する。

委員 講演会の講師謝礼を市の予算に計上はできないか。

事務局 当初予算に計上するためには、前年度の秋に予算要求を行う。予算要求の時点で企画案を提示できれば、予算計上は可能。

委員 講演会を開催し、部会当初の取り組みは完了した。今後はどのような活動をしていくのか。

事務局 障害者差別解消法に規定された障害者差別解消支援地域協議会について、設置に向けた検討を行いたい。その検討を権利擁護部会にて行いたい。

委員 権利擁護部会の役割と合致しており、今年度の取り組みとして扱うことは差し支えない。

会長 当該協議会が何を担うのかによって役割が変わる。障害者差別に関する相談を受けたとき、その対応策を決定する機関として責任を負う機関なのか、対応方針を市に意見する機関なのか、すでに解決した事例について情報共有する機関なのか。付与する機能を検討する必要がある。

事務局 近隣市の設置状況を見ると、当該協議会を独立した協議会として設置している市は少ない。自立支援協議会の機能の一部としている市が多い。

会長 障害者差別に関する紛争解決に向けた検討を行う機関とするならば、常設の協議会とする必要はない。ただし、案件発生時には迅速に集まるような組織とすることが望ましい。機能や組織形態について検討したい。

5 日中サービス支援型共同生活援助について

事務局より説明。

(平成 30 年度から新設された日中サービス支援型共同生活援助について、清瀬わかば会が建設計画を策定している。設置にあたっては、地域自立支援協議会等による評価を都道府県知事に提出することとされている。本協議会としての評価を下すため、清瀬わかば会による事業計画の説明を行う。)

事務局 本事業計画について、当該事業を担当している者に説明を求めたい。そのため、清瀬市地域自立支援協議会設置要綱第 6 条第 4 項に基づき、清瀬わかば会より参考人の出席を認めたい。→ 承認

参考人（清瀬わかば会 小室氏）より説明。
以下、質疑応答。

委員 短期入所事業所はGHと併設型なのか。

参考人 併設型である。管理者はGHと兼務する予定。既設のGH5棟も短期入所を併設している（計4床）。

委員 短期入所の利用には事前登録が必要か。

参考人 事前登録をお願いする。ただし、介護者が入院してしまったなどの緊急事態ならば、事前登録がなくても優先度を上げて対応したい。

委員 入居者の障害支援区分の見込みは。

参考人 現在の利用者（5棟30名）の平均支援区分は4.2。同程度を予想している。

委員 入居対象者は知的障害者のみか。

参考人 主に知的を対象とするが、バリアフリー構造なので車いすでも入居は可能である。既存のGH5棟の中にも身体障害者が3名（車いす2名）いる。

委員 移動用リフトなどの設備は設置するのか。

参考人 設置の予定はない。

委員 機械浴を入れない理由は。

参考人 主な入居者は知的障害者を想定しており、重度の身体障害者向けではないから。

委員 土地は定期借地か。

参考人 50年間の定期借地。

委員 初期投資は何年間で回収する見込みか。

参考人 詳細な計算はまだしていないが、7年程度で回収したい。

事務局 行動障害があり、支援者2名で対応しなくていけない方でも緊急受け入れ可能か。

参考人 その時の状況次第だが、積極的に受け入れたい。

委員 棟内は男女混合か。

参考人 男女混合である。

委員 募集はいつかけるのか。

参考人 都の補助金の内示が8月。9～10月に利用者説明会を行う。12月頃には入居者が決まる。

委員 日中に支援員が常駐することが条件であるが、これは入居者が全員外出しているときも常駐するのか。

参考人 入居者が全員外出していたとしても、支援者が1名以上常駐し、緊急事態に対応できるようにする。

委員 実際にはどのような日中支援を行うのか。

参考人 日中支援は画一的なものではなく、入居者の状態やニーズによる。そのため、日中の過ごし方について個別支援計画を作成する。また、通所する方についても、通所先の支援者と緊密な連絡を取ることが求められている。計画相談のモニタリング期間が3か月毎と短めに設定されているので、支援について頻繁な見直しを行える。

委員 訪問看護ステーションなどが他の福祉施設に併設されると強化型として評価される。このGHには医療面でのバックアップはあるのか。

参考人 身体障害に対応するため清瀬療護園と連携する。また、地域の診療所とも連携し、健康診断などを行う予定である。

会長 本協議会に求められている評価とは具体的にはなにか。

事務局 本協議会には設置の可否に関する決定権はなく、「この事業計画が清瀬の地域福祉に貢献するか否か」という観点で意見をまとめる。都は、当該意見に基づいて設置の可否を決定する。
運営が始まったら、年度末の協議会で運営状況を評価する。

会長 年度末の評価はどのような観点で行うのか。

委員 GHの存続や廃止についての議論ではなく、「緊急対応を適切に行ったのか」「児童の短期入所のニーズに応えたか」など、GH運営の具体的な中身について調査し、助言を行うのではないか。

会長 この事業計画について、市としてはどう考えるか。

事務局 常に支援者がいるため、24時間緊急対応ができることが心強い。地域生活支援拠点等の一翼を担っていただきたいと期待している。

質疑応答後、清瀬わかば会職員（小室氏及び深堀副会長）が退室し、委員13名による多数決で決議 → 全会一致で本事業計画の承認を得た。

以上